



平成 30 年 4 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社ビックカメラ
代 表 者 名 代表取締役社長 宮嶋 宏幸
(コード番号：3048 東証一部)
問 合 せ 先 取締役経営企画本部長 安部 徹
TEL 03-3987-8785

自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、平成 30 年 4 月 10 日開催の取締役会において、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

当社は、剰余金の配当以外の株主の皆様に対する利益還元として自己株式の取得を検討していましたが、当社の筆頭株主である株式会社ラ・ホールディングス（以下「ラ・ホールディングス」といいます。）より、その保有する当社普通株式の一部を売却する意向がある旨の連絡を受け、当該株式の取得を目的とする本公開買付けを実施いたします。

当社グループは本日現在、当社、子会社19社及び関連会社3社で構成され、カメラ、テレビ、レコーダー・ビデオカメラ、オーディオ等の音響映像商品、冷蔵庫、洗濯機、調理家電、季節家電、理美容家電等の家庭電化商品、パソコン本体、パソコン周辺機器、パソコンソフト、携帯電話等の情報通信機器商品及びゲーム、時計、中古パソコン、スポーツ用品、玩具、メガネ・コンタクト、酒類・飲食物、医薬品・日用雑貨等のその他の商品の物品販売を主な事業としております。店舗展開につきましては、当社は「ビックカメラ」のブランドで首都圏を主な経営基盤とし、主として「都市型」×「駅前」×「大型」の店舗を、当社の連結子会社である株式会社コジマは「コジマ」、「コジマ×ビックカメラ」及び「コジマアウトレット」のブランドで関東地方を主な経営基盤として店舗を展開しております。

当社は、平成26年6月、「グループ体の新たなインターネット通販システムの構築のための投資及び株式会社コジマとのシステム統合のための投資等の資金」、「統合物流システムの構築及び商品センター新設のための投資資金」に充当する目的で、2021年（平成33年）満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といいます。）を額面総額150億円で発行し、資金調達を行いました。本新株予約権付社債に付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の行使期間は、平成26年7月11日から平成33年6月14日まで（ルクセンブルク時間）とし、当初の転換価額は、951円（本新株予約権の目的となる株式の数：15,772,870株）となっております。

一方、当社は、株主への適正な利益配当を最も重要な経営課題の一つと考えており、財務体質の強化と内部留保の充実を考慮し、将来の事業拡大等を総合的に勘案した上で、長期にわたり安定した利益配当を継続していくことを利益配分の基本方針としております。当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としており、剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。平成30年8月期の配当につきましては、1株当たり中間配当5円を実施し、期末配当は7円（予想）とし、合計で1株当たり12円の年間配当を実施

する予定であります。また、当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、資本効率の向上及び経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。なお、当社は、平成28年3月1日に株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付けの方法により、62,000株（平成28年2月29日時点の当社の発行済株式総数（182,478,765株）に対する割合：0.03%（小数点以下第三位を四捨五入。）、取得価格：1株につき928円）の自己株式の取得を実施しております。

平成26年6月の本新株予約権付社債の発行以降、当社株式の市場株価は本新株予約権の転換価額（注1）を一定の期間上回って推移したことを受け、本新株予約権の行使が促進され、本新株予約権付社債の発行時に172,352,600株であった当社の発行済株式総数は、平成30年3月31日現在、187,639,708株となり発行時から15,287,108株増加しております。このように、本新株予約権の行使期限である平成33年6月14日（ルクセンブルク時間）を待たずして行使が順調に進んだことを受け、また、当社の連結ベースの自己資本比率が平成26年8月期の25.7%から平成29年8月期には34.9%に上昇し財務内容が改善してきたことを踏まえ、当社は、自己株式の取得により株主の皆様へ利益還元を図ることについて、平成30年2月中旬より検討を開始しました。

（注1）本新株予約権の転換価額は、当初の951円から平成28年9月1日付で949円に、平成29年9月1日付で947.5円に調整されております。

かかる状況の下、平成30年2月下旬、当社は、当社の筆頭株主であるラ・ホールディングス（本日現在の保有株式数：18,661,500株、保有割合（注2）：9.95%）より、その保有する当社普通株式の一部を売却する意向がある旨の連絡を受けました。なお、ラ・ホールディングスは、当社の元代表取締役社長であり創業者でもある新井隆二氏が議決権の100%を保有する資産管理会社であります。

（注2）「保有割合」とは、本日現在の当社の発行済株式総数（187,639,708株。ただし、平成30年4月1日から本日までの本新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。）に対する保有株式数の割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入し、以下、保有割合の計算において同じとします。

当社は、これを受けて、一時的にまとまった数量の株式が市場に放出された場合における当社普通株式の流動性及び市場価格への影響、並びに当社の財務状況を勘案の上、平成30年3月上旬から平成30年3月中旬にかけ、当該株式を自己株式として取得することについての具体的な検討を行いました。かかる検討の結果、当社が自己株式として取得することは、当社株式の需給関係の一時的な悪化を回避することが期待できるだけでなく、当社の1株当たり当期純利益（EPS）及び自己資本当期純利益率（ROE）等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元につながることを判断しました。

自己株式の具体的な取得方法については、株主間の平等性及び取引の透明性の観点から、公開買付けの手法が適切であると判断しました。また、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）の決定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社が行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いことを勘案した上、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。さらに、本公開買付けに応募せずに当社普通株式を保有し続ける株主の皆様への利益を尊重する観点から、当社資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断しました。なお、ディスカウント率については、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考にすることとしました。

上記検討内容を踏まえ、当社は、平成30年3月下旬に、ラ・ホールディングスに対して、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日の前営業日である平成30年4月9日までの過去1ヶ月間または同日までの過去3ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値のいずれかの単

純平均値から10%程度ディスカウントを行った価格で当社が公開買付けを実施した場合の応募について打診したところ、平成30年3月下旬に、ラ・ホールディングスより保有株式の一部である9,300,000株（保有割合：4.96%）の応募を前向きに検討する旨の回答を得ました。

これを受け、当社において本公開買付価格についてその後再度慎重に検討を行い、平成30年4月6日に、当社は、本公開買付けの最終的な条件についてラ・ホールディングスと協議を行いました。具体的には、当社は、短期的な価格変動の影響を受けず、かつ直近の業績が十分に株価に織り込まれていると考えられる、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日の前営業日である平成30年4月9日までの過去3ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値から10%ディスカウントした金額を本公開買付価格とすることをラ・ホールディングスに平成30年4月6日に提案しました。その結果、当社は、当社が本公開買付けの実施を決議した場合、ラ・ホールディングスより上記条件にて保有株式の一部である9,300,000株（保有割合：4.96%）を応募する旨の回答を平成30年4月6日に得られました。

以上の検討及び判断を経て、当社は、平成30年4月10日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施することを決議しました。なお、本公開買付けにおける買付予定数については、ラ・ホールディングス以外の株主の皆様にも応募の機会を提供するという観点から、10,000,000株（保有割合にして5.33%）を上限としております。

本公開買付けに要する資金については、株式会社みずほ銀行からの借入金（最大150億円）及び自己資金で充当する予定であります。平成30年2月28日時点における当社の連結ベースの手元流動性（現金及び預金）は約228億円であり、また当社の事業から生み出されるキャッシュ・フローの積み上げにより、現状の設備投資計画及び配当方針に影響を与えることなく当該借入金の返済を行っていくことが可能であることから、当社の今後の事業運営や財務の健全性及び安定性は本公開買付け後も維持できるものと考えております。

なお、当社は、ラ・ホールディングスより、本公開買付けに応募しないラ・ホールディングスが保有する当社普通株式9,361,500株（保有割合：4.99%）については、ラ・ホールディングスが当面継続的に保有する方針であるとの説明を受けております。

本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、現時点では未定であります。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

(1) 決議内容

株券等の種類	総数	取得価額の総額
普通株式	10,000,100株（上限）	14,970,149,700円（上限）

（注1）発行済株式総数 187,639,708株（平成30年3月31日現在）

（注2）発行済株式総数に対する割合 5.33%（小数点以下第三位を四捨五入）

（注3）取得する期間 平成30年4月11日（水曜日）から平成30年6月19日（火曜日）まで

(2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等

該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

(1) 日程等

① 取締役会決議	平成30年4月10日（火曜日）
② 公開買付開始公告日	平成30年4月11日（水曜日） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/ ）
③ 公開買付届出書提出日	平成30年4月11日（水曜日）
④ 買付け等の期間	平成30年4月11日（水曜日）から 平成30年5月11日（金曜日）まで（20営業日）

(2) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金1,497円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付価格の決定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いことを勘案した上、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。また、当社普通株式の市場価格として適正な時価を算定するためには、市場株価が経済状況その他様々な条件により日々変動しうるものであることから、一定期間の株価変動を考慮することが望ましいことを勘案し、東京証券取引所市場第一部における、本公開買付の実施を決議した平成30年4月10日の取締役会決議日の前営業日（平成30年4月9日）の当社普通株式の終値1,753円、同年4月9日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,686円（円未満を四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じとします。）及び同年4月9日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,663円を参考にいたしました。

さらに、本公開買付けに応募せずに当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、当社資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断しました。なお、ディスカウント率については、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考にすることとしました。

上記検討内容を踏まえ、当社は、平成30年3月下旬に、ラ・ホールディングスに対して、本公開買付の実施を決議した取締役会の開催日の前営業日である平成30年4月9日までの過去1ヶ月間または同日までの過去3ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値のいずれかの単純平均値から10%程度ディスカウントを行った価格で当社が公開買付を実施した場合の応募について打診したところ、平成30年3月下旬に、ラ・ホールディングスより保有株式の一部である9,300,000株（保有割合：4.96%）の応募を前向きに検討する旨の回答を得ました。

これを受け、当社において本公開買付価格についてその後再度慎重に検討を行い、平成30年4月6日に、当社は、本公開買付の最終的な条件についてラ・ホールディングスと協議を行いました。具体的には、当社は、短期的な価格変動の影響を受けず、かつ直近の業績が十分に株価に織り込まれていると考えられる、本公開買付の実施を決議した取締役会の開催日の前営業日である平成30年4月9日までの過去3ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値から10%ディスカウントした金額を本公開買付価格とすることをラ・ホールディングスに平成30年4月6日に提案しました。その結果、当社は、当社が本公開買付の実施を決議した場合、ラ・

ホールディングスより上記条件にて保有株式の一部である9,300,000株（保有割合：4.96%）を応募する旨の回答を平成30年4月6日に得られました。

以上の検討及び判断を経て、当社は、平成30年4月10日開催の取締役会において、本公開買付価格を本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日の前営業日である平成30年4月9日までの過去3ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値1,663円に対して9.98%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウント率の計算において同じとします。）ディスカウントした1,497円（円未満を四捨五入。）とすることを決定しました。

なお、本公開買付価格である1,497円は、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成30年4月10日の前営業日（同年4月9日）の当社普通株式の終値1,753円から14.60%、同年4月9日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,686円から11.21%、同年4月9日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,663円から9.98%、それぞれディスカウントした金額となります。

なお、当社は平成28年3月1日に東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）にて実施した自己株式取得の取得価格を1株につき928円（取得日の前営業日の終値）としており、本公開買付価格である1,497円とは569円の差額が生じております。これは、自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）の取得価格は取得日の前営業日の終値で決定されたのに対し、自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）実施後に当社株式の市場株価が上昇したこと、また、本公開買付価格は本公開買付けの取締役会決議日である平成30年4月10日の前営業日（平成30年4月9日）の東京証券取引所市場第一部における過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値よりディスカウントを行った価格で決定されたことによるものであります。

② 算定の経緯

当社は、平成26年6月、「グループ体の新たなインターネット通販システムの構築のための投資及び株式会社コジマとのシステム統合のための投資等の資金」、「統合物流システムの構築及び商品センター新設のための投資資金」に充当する目的で、本新株予約権付社債を額面総額150億円を発行し、資金調達を行いました。本新株予約権の行使期間は、平成26年7月11日から平成33年6月14日まで（ルクセンブルク時間）とし、当初の転換価額は、951円（本新株予約権の目的となる株式の数：15,772,870株）となっております。

平成26年6月の本新株予約権付社債の発行以降、当社株式の市場株価は本新株予約権の転換価額を一定の期間上回って推移したことを受け、本新株予約権の行使が促進され、本新株予約権付社債の発行時に172,352,600株であった当社の発行済株式総数は、平成30年3月31日現在、187,639,708株となり発行時から15,287,108株増加しております。このように、本新株予約権の行使期限である平成33年6月14日（ルクセンブルク時間）を待たずして行使が順調に進んだことを受け、また、当社の連結ベースの自己資本比率が平成26年8月期の25.7%から平成29年8月期には34.9%に上昇し財務内容が改善してきたことを踏まえ、当社は、自己株式の取得により株主の皆様へ利益還元を図ることについて、平成30年2月中旬より検討を開始しました。

かかる状況の下、平成30年2月下旬、当社は、当社の筆頭株主であるラ・ホールディングス（本日現在の保有株式数：18,661,500株、保有割合：9.95%）より、その保有する当社普通株式の一部を売却する意向がある旨の連絡を受けました。

当社は、これを受けて、一時的にまとまった数量の株式が市場に放出された場合における当社普通株式の流動性及び市場価格への影響、並びに当社の財務状況を勘案の上、平成30年3月上旬から平成30年3月中旬にかけ、当該株式を自己株式として取得することについての具体的な検討を行いました。かかる検討の結果、当社が自己株式として取得することは、当社株式の需給関係の一時的な悪化を回避することが期待できるだけでなく、当社の1株当たり当期純利益（EPS）及び自己資本当期純利益率（ROE）等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元につながることを判断しました。

自己株式の具体的な取得方法については、株主間の平等性及び取引の透明性の観点から、公開買付けの手法が適切であると判断しました。また、本公開買付価格の決定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じ

た市場買付けによって行われることが多いことを勘案した上、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。さらに、本公開買付けに応募せずに当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、当社資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断しました。なお、ディスカウント率については、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考にすることとしました。

上記検討内容を踏まえ、当社は、平成30年3月下旬に、ラ・ホールディングスに対して、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日の前営業日である平成30年4月9日までの過去1ヶ月間または同日までの過去3ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値のいずれかの単純平均値から10%程度ディスカウントを行った価格で当社が公開買付けを実施した場合の応募について打診したところ、平成30年3月下旬に、ラ・ホールディングスより保有株式の一部である9,300,000株（保有割合：4.96%）の応募を前向きに検討する旨の回答を得ました。

これを受け、当社において本公開買付価格についてその後再度慎重に検討を行い、平成30年4月6日に、当社は、本公開買付けの最終的な条件についてラ・ホールディングスと協議を行いました。具体的には、当社は、短期的な価格変動の影響を受けず、かつ直近の業績が十分に株価に織り込まれていると考えられる、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日の前営業日である平成30年4月9日までの過去3ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値から10%ディスカウントした金額を本公開買付価格とすることをラ・ホールディングスに平成30年4月6日に提案しました。その結果、当社は、当社が本公開買付けの実施を決議した場合、ラ・ホールディングスより上記条件にて保有株式の一部である9,300,000株（保有割合：4.96%）を応募する旨の回答を平成30年4月6日に得られました。

以上を踏まえ、当社は、平成30年4月10日開催の取締役会において、本公開買付価格を本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日の前営業日である平成30年4月9日までの過去3ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値1,663円に対して9.98%ディスカウントした1,497円とすることを決定しました。

（4）買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	10,000,000株	一株	10,000,000株

（注1）応募株券等（本公開買付けに応募された株券等をいいます。以下同じとします。）の数の合計が買付予定数（10,000,000株）を超えないときは、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の数の合計が買付予定数（10,000,000株）を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。）第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に1単元（100株）未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

（注2）単元未満株式についても本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合は、当社は法令の手に従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買取ることがあります。

（5）買付け等に要する資金

14,991,000,000円

（注）買付け等に要する資金の金額は、買付代金（14,970,000,000円）、買付手数料、その他本

公開買付けに関する新聞公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用についての見積額の合計であります。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地
みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

② 決済の開始日
平成30年6月5日(火曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに応募する株主(以下「応募株主等」といいます。)(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行い、買付代金からみなし配当に係る源泉徴収税額(注)を差し引いた金額を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受けをした応募株主等の口座へお支払いします。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

(※) 税務上の具体的なお質問等につきましては、税理士等の専門家にご確認いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(イ) 個人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者である株式発行人の資本金等の額(連結法人の場合は連結個別資本金等の額)のうち交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額(以下「みなし配当の金額」といいます。)は配当所得に係る収入金額となります。また、交付を受ける金銭の額からみなし配当の金額を除いた部分の金額は、株式の譲渡所得等に係る収入金額とみなされます。

なお、みなし配当の金額が生じない場合は、交付を受ける金銭の額の全てが株式の譲渡所得等に係る収入金額となります。

みなし配当の金額に対しては、原則として、その金額の20.315%(所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)に基づく復興特別所得税(以下「復興特別所得税」といいます。):15.315%、住民税:5%)に相当する金額が源泉徴収されます(非居住者については、住民税は徴収されません。)。ただし、個人株主が租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等に該当する場合は、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)を乗じた金額が源泉徴収されます。また、株式の譲渡所得等に係る収入金額から当該株式に係る取得費等を控除した金額は、原則として、申告分離課税の対象となります(国内に恒久的施設を有しない非居住者については、原則として、課税の対象となりません。)。なお、租税特別措置法第37条の14(非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税)に規定する非課税口座の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等がみずほ証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座がみずほ証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取り扱いと異なる場合があります。

(ロ) 法人株主の場合

みなし配当の金額については、配当等の額となり、原則として、その金額に15.315% (所得税及び復興特別所得税) を乗じた金額が源泉徴収されます。また、交付を受ける金銭の額のうち、みなし配当の金額以外の金額は、有価証券の譲渡に係る対価の額となります。

(ハ) 外国人株主のうち、適用ある租税条約に基づき、当該みなし配当金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることができる株主で、かつ、それを希望する株主は、公開買付期間の末日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書をご提出ください。

(7) その他

① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

② 当社は、当社の株主名簿管理人より平成30年2月28日現在の株主名簿を受領し、ラ・ホールディングスが主要株主に該当しなくなったことを確認しました。これに伴い、平成30年3月19日付で主要株主の異動に係る臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

③ 当社は、当社が本公開買付けの実施を決議した場合、ラ・ホールディングスより保有株式の一部である9,300,000株（保有割合：4.96%）を応募する旨の回答を平成30年4月6日に得られました。なお、当社は、ラ・ホールディングスより、本公開買付けに応募しないラ・ホールディングスが保有する当社普通株式9,361,500株（保有割合：4.99%）については、ラ・ホールディングスが当面継続的に保有する方針であるとの説明を受けております。

④ 当社は、平成30年4月10日に「平成30年8月期 第2四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」を公表しております。当該公表に基づく、当社の四半期決算短信の概要は以下のとおりであります。なお、当該内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューを受けておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

平成30年8月期 第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)の概要
 (平成29年9月1日～平成30年2月28日)

(イ) 損益の状況(連結)

会計期間	平成30年8月期 (第38期第2四半期連結累計期間)
売上高	415,063百万円
売上原価	299,645百万円
販売費及び一般管理費	102,070百万円
営業外収益	1,307百万円
営業外費用	250百万円
親会社株主に帰属する四半期純利益	8,701百万円

(ロ) 1株当たりの状況(連結)

会計期間	平成30年8月期 (第38期第2四半期連結累計期間)
1株当たり四半期純利益	47.57円
1株当たり配当額	5.00円

(ご参考) 平成30年3月31日現在の自己株式の保有状況

発行済株式総数(自己株式を除く) 186,981,108株

自己株式数 658,600株

以 上